違憲訴訟の会 ニュース

発行：安保法制違憲訴訟の会
No.17　2020年９月25日

〒150-0031 東京都渋谷区桜丘町 17-5 B2
*8月から住所が変わりました
電話 03-3780-1260 FAX 03-3780-1287
Mail : office@anpoiken.jp
Web : http://anpoiken.jp

コロナ禍で変容する安保法制違憲訴訟

安保法制違憲訴訟の会 事務局長　杉 浦 ひ と み

２０２０年度上半期は、年初中国武漢で発生したといわれる新型コロナウイルスの流行により、国内外が大きな影響を受けました。この時期が、日本の社会の一つの転機になる可能性もあり、コロナ禍の下での裁判所の状況も記録しつつ、この間の東京の国賠訴訟、差止訴訟の進捗についてお知らせします。

新型コロナウイルスの感染は、震災や風水害のような局地的･一過的な（被災地にとっては一過的ではないですが）ものではなく、未だ予防法、治療法が見つからない中で、人と人との接触を断つことで感染を防ぐしかない状況にあります。裁判所は３月には、「三密回避」「ソーシャルディスタンス」の対策を取り始め、法廷も延期や形態の変更を求め始めました。安保法制違憲訴訟は、大勢の原告・支援者が法廷に入り口頭弁論が開かれるという三密の最たるものでしたが、３月１３日の差止訴訟の判決は、言渡しのみであるからと決行されました。もっとも、原告席にこれまで約５０名座っていたものが１５名、傍聴席は２席ずつ間隔をとるように制限されることとなりました。全国の裁判所は４月７日の国の緊急事態宣言を受け、４月から５月までほぼ機能を止め、予定された裁判も延期になっていきました。５月２５日の緊急事態宣言の解除をうけ、６月から裁判所は再開したものの感染の遮断はできないままで、マスク着用、距離の確保、及び衝立の活用で動いています。７月２日に予定されていた国賠訴訟の控訴審第１回口頭弁論期日は、傍聴者多数を入れての弁論に適しないこともあり、進行協議期日に変わりました。東京高裁第２民事部の白石史子裁判長と湯川裁判官を受命裁判官とし、控訴人代理人 19 名、被控訴人代理人４名で約１００名が入る１０１号法廷を使い行われました。異例であったのは、裁判長から、次回は原告の傍聴も認めた形での進行協議期日で行うという提案がなされたことでした。公開法廷にすると一般の傍聴人を入れることになるが、非公開の進行協議であれば傍聴席に少しでも多くの原告に座ってもらえるからという趣旨でした。ただし、その進行協議の中で証人採用についても実質的に話し合う予定だとの裁判所の意向を確認し、控訴人･被控訴人ともに次回10月８日午前１０時３０分の進行協議期日を了承しました。この日は、原告のみの傍聴となります。

差止訴訟は、地裁から高裁への訴訟記録の送付も遅れていましたが、高裁第１０民事部に係属しました。控訴理由書を９月１日に提出し、裁判所と控訴人側の事前の打ち合わせを入れる予定となっていますが、第１回の期日は今のところ未定です。

ところで、このコロナ禍により、弁護団の会議の形態も変わりました。これまで弁護団会議といわれるものは弁護士が一堂に会して口角泡を飛ばし行っていましたが（聞くだけでも危険そうだと体が反応するほどに、すでにコロナの影響が私たちに染み込んでいることに気づきます）、原則、オンラインでの会議に様変わりしました。原告や支援者たちとの集会もなかなか開けずにおりましたが、１０月８日の国賠進行期日の後、13 時から、衆議院第一議員会館多目的ホールで報告集会を開催します。報告集会は一般の方もご参加いただけます。１０月７日の全国集会については、残念ながら１月２１日に延期になりました。裁判は法廷で原告が、被告が、代理人が、証人が熱を持って陳述し、傍聴席がそれを受け止めて呼応する、その法廷の空気が裁判官に事実を伝えて、判決という名の裁判例が積み上げられていくという場でした。つまり、社会の中に起こる紛争を法廷で当事者が真剣に論じあう中から、裁判官が事実を理解し、法を適用して判断するというのが司法の本来の役割なのです。もっとも、これまでも十全にその機能が果たされていたのか、安保法制違憲訴訟の各地の一審判決を見ても大いに疑問と言わざるを得ません。長い歴史の中で人間とウイルスが共存しあい、人間もまた利益を受けてきた側面があることをも考え併せると、今回のこの新型コロナウイルスが今一度立ち止まって社会を見直すきっかけになることも考えられます。わたしたちの主張いかんによっては、裁判所自体が裁判の在り方をもう一度見つめなおす千載一遇のチャンスにつながるのではないかないかと期待しています。

安保法制違憲北海道訴訟、札幌高等裁判所にて、元最高裁判事が証言

「いま、司法権が頑張らなくてどうするのか」

弁護士　髙崎　暢

1　２０２０年９月１８日、札幌高等裁判所８０２号法廷は活気に満ちていた。コロナ禍の影響で、昨年の１１月１５日に控訴審第一回口頭弁論が開かれた後、３月、５月の期日が中止になっていたので久しぶりの法廷ということもあり、傍聴席も満杯で、原告や傍聴席の支援者の、高裁では必ず勝利するという意気込みを感じた。

この日、北海道訴訟として第一審を通して初めて尋問が行われた。また、濱田邦夫元最高裁元判事が全国の安保法制違憲訴訟のなかで証言台に立ったのも初めてのことである。

2　北海道訴訟は、２０１７年１月に提訴され、毎回の弁論期日で複数の原告の意見陳述を実現させ、原告・証人尋問の必要性の意見書を出し、直前まで裁判官に面接を繰り返し、尋問の実現を迫ってきた。ところが、裁判所は、２０１９年１月１８日、原告の意見陳述、代理人の準備書面の口頭陳述が終わった途端、「これで結審する。」と突然宣言した。原告は、忌避、抗告、弁論再開などあらゆる抵抗を試みた。抗議ハガキも集中した。

しかし、裁判所は、証人や原告から、真摯にその訴えを聞くことなく、４月２６日に判決宣告を強行した。司法の基本的役割を投げ捨て、行政・立法に忖度し、予断に満ちた判決を書いた裁判官は全員栄転し札幌を離れていた。判決は、差止めを却下し、損害賠償は①平和的生存権は具体的な権利ではない②原告の精神的苦痛は社会通念上受忍すべき限度にとどまる③生命身体財産の危害への恐怖・不安は、漠然・抽象的な不安感にすぎないとして請求を棄却した。驚くほどの空疎な内容である。北海道新聞は、社説で司法権の放棄と厳しく批判した。

3　控訴審第二回口頭弁論当日は、濱田邦夫元最高裁元判事への尋問で始まった。濱田証人は、２００１年５月から５年間最高裁判事をつとめた。彼は２０１５年９月、安保国会の公聴会で、日本社会の民主主義の危機という深い洞察のもとに、安保法制は憲法違反であると証言した。その濱田証人は、開口一番「憲法改正手続きを経なければできないことをしたこと、閣議決定で解釈を変更したこと、安保法制は内容的にも手続き的にも違憲である」と明快に述べ、ご自身がかかわった「在外邦人選挙権略奪違憲判決」に触れ、「事件性に限界があるがその判断枠組みは一般的なもので安保法制の違憲性の判断枠組みについても適用できるものである」と立法行為も違法性の判断対象となることを是認された。

一方、裁判所の違憲立法審査権の行使について、「アメリカと比較すると、日本の司法件は謙抑的過ぎる。具体的事件性があり、憲法判断が必要であるならば裁判所は憲法判断すべきである。『４７年の政府見解』は、一般的な日本語の読み方として集団的自衛権が認められる余地はない。本件訴訟で憲法判断をしないとしたら何時憲法判断をするのか。」と強調されていたのが印象的であった。そして、さいごに、「裁判所に訴えたいことは」という問いに「今回の訴訟でも司法が謙抑的であるとしたら三権分立の意味がなくなってしまう。権力を監視すべきメディアが機能しない今、司法権が頑張らなくてどうするのか。司法部の命綱、その土俵際で行使しないと独裁的制度の到来を許してしまう。」と証言を終えた。

4　私は、講演などで、「過去に目を閉ざす者は、未来に対してもやはり盲目となる。」との演説で有名なヴァイツゼッカー大統領の次の言葉を度々引用した。「自由民主主義体制において必要な時期に立ち上がるなら、後で独裁者に脅える必要はない、つまり自由民主主義擁護には法と裁判所だけでは不足で市民的勇気も必要」である。

今回、濱田証人の口から独裁体制を危惧する言葉が出てくるとは思わなかった。ただ、同大統領が引用した裁判所とは、「司法の責務である」と説得しなくても、良心に基づいて違憲判断をする裁判所を指している。

それは、私たちが、「司法の責務を放棄するな」と「叱咤激励」しなければならない裁判所とは次元が違っている。私たちはこの裁判で、安保法制が違憲であることを問うことを通じて、裁判所の姿勢そのものも問いかけているのである。

髙崎暢弁護　　濱田邦夫元最高裁判事　吉田玲英弁護士
2020年９月17日　たかさき・渡部法律事務所にて

人の支配に決別を

戦争させない・9条壊すな！総がかり行動実行委員会 竹 内 広 人

長きにわたって続いてきた安倍政権が、ようやく終わりを迎えました。第２次安倍政権の発足は、民主党政権崩壊後の 2012 年 12 月のこと。今から７年８か月も前のことです。若い人の中には、安倍政権しか知らない世代も生まれていることでしょう。

この間、森友・加計学園問題など、安倍政権「以前」であれば内閣総辞職になるような問題が起きても、安倍総理は退陣しませんでした。一方では、人事権を濫用して、集団的自衛権行使容認派の小松一郎駐仏大使を内閣法制局長官とし、内閣法制局が一貫して堅持してきた憲法解釈を強引に覆させるという、民主主義そのものを否定する行為を行ってきたのです。

この人事権を濫用した「解釈改憲」にみられるように、安倍政権の最大の問題は「権力を私物化」したことであり、法による支配を否定し、「人による支配」を実行したことなのではないでしょうか。「お友達」には手厚く、自分と考えの違う人間は更迭する、このような状態が７年８か月も続いてきたことに、いまさらながら、うすら寒さを覚えます。

この間の新型コロナウイルスに対する政府の無策を見ても、霞が関には、かつてのような政策立案能力はありません。内閣人事局が、中央省庁の幹部人事を官邸でコントロールする仕組みが出来上がってしまったなかで、国民ではなく、常に官邸を見続けるだけの中央省庁が出来上がってしまいました。

後任の菅総理大臣は、安倍政権の政策を継承するといっています。そもそも、菅総理は、内閣人事局の権限を悪用して、自分と意見のあわない官僚を異動させてきた張本人です。今後も忖度政治が続いていくことは、火を見るよりも明らかです。私たちは、菅総理が「人による支配」を続けていくことのないように、しっかり監視をしていかなければなりません。

このような今、安保法制違憲訴訟の会のとりくみは重要です。忖度政治を終わらせて、立憲主義を取り戻すために、私たちは力を合わせて、声をあげ続けていきましょう。

知ってますか。日本国憲法の英訳

弁護士 棚 橋 桂 介

あまり知られていないと思いますが、日本国憲法には公式の英訳版があります。（http://japan.kantei.go.jp/constitution_and_government_of_japan/constitution_e.html）この英訳版は、三省堂の『模範六法』にも収録されています。「省庁のホームページ上で公表されている法令等の外国語訳」には、日本国憲法の英訳が官邸HPで公表されている旨が記載されていますから、政府が公式に認めている英訳版であることは間違いありません。当時刊行されていた Official Gazette（英文官報）の 1946 年 11 月 3 日に掲載されたのが初出のようで、同じものは国立国会図書館ホームページにも掲載されています 。

この英訳版は政府も公式に認めているものですから、少なくとも政府の憲法解釈を探る役には立つと言えるでしょう（あくまで正文は日本語版であることは言うまでもありませんが）。

例えば、日本国憲法上、「日本国民」という語が使われているのは、上諭、前文、国民主権について定めた1条、戦争放棄について定めた9条、日本国民の要件について定めた10条、基本的人権の本質について定めた97条ですが、英訳版を見ると、上諭、前文、9条は the Japanese people、1条は the people、10条では a Japanese national、97条では the people of Japan という使い分けがされています（the Japanese people と the people はほぼ同義と考えてよいでしょうが）。

紙幅の都合もあるので9条 の the Japanese people に絞って検討すると、これは、「the + 複数形の固有名詞」で当該名詞の示すもの（ここでは日本人）全体を総括する用法であり、一人の例外も許さない表現です。ここには、9条に表れた平和主義が主権者である日本国民の強い意思表明であることが示されており、日本国民全体が先の大戦の反省に立って戦争の放棄という道を自ら選び取ったのだという含意と迫力を読み取ることができます。

日本語の正文を読んでいるだけだと、主語は「日本国民」と書いてあるけれど「日本国」と読み替えても意味は変わらないのではないかとも思えるところですが、英訳版を読んでみると、やはりここの主語は「日本国民」（the Japanese people）でなくてはならないという気がします。

もっとも、英訳版の正確性に疑問のある箇所もあるので、注意が必要です。9条に関して言えば、日本語の正文では、1項の「国際紛争を解決する手段としては」は、「戦争」と「武力による威嚇又は武力の行使」の両方にかかるとしか読めませんが、英訳版では、as means of settling international disputes は the threat or use of force にのみかかるとしか普通は読めず、英訳の妥当性に疑問が持たれます。

皆様も、憲法の正文と英訳版を対比しながら、これまで以上に憲法に親しまれてみてはいかがでしょうか。きっと、今までになかった新たな発見ができますよ！

［参考］憲法９条の英文

Article 9. Aspiring sincerely to an international peace based on justice and order, the Japanese people forever renounce war as a sovereign right of the nation and the threat or use of force as means of settling international disputes.

In order to accomplish the aim of the preceding paragraph, land, sea, and air forces, as well as other war potential, will never be maintained. The right of belligerency of the state will not be recognized.

ポスター大作戦

安保法制違憲訴訟全国ネットワークでは、ポスター「安保法制は憲法違反です。」（Ａ２判）を作成しました。当初、緑色の紙のポスターを展開しておりましたが、やはり外に貼りたいという声が多く寄せられ、青色の耐水性のポスターを作成しました。選挙のときに候補者がポスターを街頭に貼っていますが、立ち止まってじっくり読むというような内容ではなく、せっかく多くの人に世の中で起きていることを伝えるチャンスなのにと、もったいないと考えていました。若い人はテレビを観なくなったと言われ、インターネットはじぶんの好みの情報にしか接しないと指摘されています。テレビもインターネットもなかった時代には、街角で瓦版が配られたり掲示されたりしていたのだと思います。時代を切り拓いていくためには、多くの人に情報を伝える基本に戻ってみることも必要なのではないでしょうか。紙のポスターは１枚２００円、耐水性のポスターは１枚３００円でお分けしています。（事務局 山口あずさ）

ポスター問合せ：poster@anpoiken.jp　☎ 080-4460-6969

全国の提訴・裁判の状況（2002 年9月25 日現在）

［注意］コロナ禍により裁判も影響を受けています。裁判所のホームページで「傍聴券交付状況」等、ご確認ください。

提訴地	裁判の内容	次回期日
東京	国賠	控訴 * 初回期日未定
	差止・国賠	控訴 * 初回期日未定
	女の会 国賠	10 月 30 日 14:00
札幌	差止・国賠	控訴 2021 年 1 月 27 日 15:00　結審
釧路	国賠	12 月 22 日 14:30　結審
福島（いわき）	国賠	11 月 4 日 13:30
神奈川（横浜）	差止・国賠	10 月 15 日 14:00 * 原告本人尋問 1 名
埼玉（さいたま）	国賠	11 月 27 日 14:00　結審
群馬（前橋）	国賠	10 月 1 日 15:00　判決
山梨（甲府）	国賠	9 月 28 日 13:30 * 原告本人尋問 6 名
長野	国賠	2021 年 1 月 29 日 10:30　結審
愛知（名古屋）	国賠	12 月 4 日 11:00
大阪	差止・国賠	控訴 10 月 20 日 14:00 * 第 2 回期日
京都	国賠	10 月 21 日 16:00
岡山	国賠	9 月 23 日 15:00
広島	差止・国賠	11 月 20 日 10:30
山口	国賠	10 月 5 日 14:30
高知	国賠	控訴 * 地裁差し戻し
福岡	国賠	12 月 1 日 14:00
	差止・国賠	* 忌避申立て中
長崎	国賠	10 月 12 日 15:00 * 弁論更新
大分	国賠	10 月 8 日 11:00
鹿児島	国賠	11 月 11 日 15:00
宮崎	国賠	10 月 2 日 10:00 * 証人及び原告本人尋問
沖縄（那覇）	国賠	控訴 * 初回期日未定

東京地裁・高裁次回期日

【高裁 国賠 進行協議】2020 年 10 月 8 日（木）
10:30 開廷 101 号法廷 * 予め許可された控訴人（原告）のみ傍聴可
13:00 報告集会（衆議院第一議員会館 多目的ホール）
　* どなたでも参加できます。
14:30 原告集会（同上）

【地裁 女の会 第 15 回期日】2020 年 10 月 30 日（金）
13:30 傍聴券抽選
14:00 開廷 103 号法廷
* 参議院議員会館での報告集会も予定しています。

【地裁 女の会 第 16 回期日】2021 年 1 月 22 日（金）
10:00 傍聴券抽選
10:30 開廷 103 号法廷
* 参議院議員会館での報告集会も予定しています。

安保法制違憲訴訟を支える会ご支援のお願い

国賠訴訟、差止訴訟ともに地裁では敗訴判決となり、控訴しました。より多くのみなさんに情報を届け、運動を拡大するため、郵送等の費用が増大しております。多くの方のご支援をお願いします。年会費一口 3000 円（何口でもかまいません）です。すでに支える会の会員の方は、引き続きご支援をお願いします。

口座名義：安保法制違憲訴訟を支える会（アンポホウセイイケンソショウヲササエルカイ）
【ゆうちょ銀行からのお振込み】
ゆうちょダイレクト：口座記号・番号：00140-514288
ATM：口座記号・番号：001405-514288
窓口：口座記号・番号：00140-5-514288
【その他の金融機関からのお振込み】
店　　番：〇一九（ゼロイチキュウ）
預金種目：当座　口座番号：0514288

安保法制違憲訴訟を支える会
〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台3-2-11
連合会館内 平和フォーラム気付
tel.03-5289-8222　fax.03-5289-8223
E-mail　soshou.sasaeru@gmail.com